# テコンサルNEWS

令和元年 11月 11日

No.393

作成

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング TEL 03-5208-5400

森繁之助

URL http://www.tactnet.com (※)本ニュース内容についてのお問い合わせ先 税理士

# 公益社団法人等へ財産を贈与した場合の譲渡所得の非課税の特例・・株式を贈与する場合

#### 1はじめに

個人が、財産を会社などの法人に贈与(遺贈も含む) した場合、その個人はその財産を時価で譲渡したもの とされて譲渡所得の金額が計算されます(所法59①)。 しかし、贈与先の法人が公益社団法人等(以下「公益 法人」)で、A その贈与が、教育又は科学の振興、文化 の向上、社会福祉への貢献など公益の増進に著しく寄 与すること、Bその贈与に係る財産が、その贈与があ った日から二年を経過する日までに、その公益法人の 公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込み であること、C その他の政令で定める要件を満たすも のとして国税庁長官の承認を受けた贈与は、'なかった' とみなされます(租特法 40①)。それは、その財産の 贈与につき上記の譲渡所得が生じない=非課税とする ということです。

### 2 C の要件

A と B 以外の C の要件は、措置法令 25 条の 17⑤3 が要旨「公益法人等に対して財産の贈与をすることに より、その贈与をした者の所得に係る所得税の負担を 不当に減少させ、又は当該贈与若しくは遺贈をした者 の親族等、特別の関係がある者の相続税若しくは贈与 税の負担を不当に減少させる結果とならないと認めら れること。」と定めています。これは、相続税等の租税 回避目的で、公益法人を設立しそこに財産を寄附する ことが想定されるため、その歯止めとして定められた 要件です。上記「・・不当に減少させる結果」となる か否かの判定については、同6項が「贈与により財産 を取得した公益法人が、次に掲げる5要件を満たすと きは、上記所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を 不当に減少させる結果とならないと認められる」旨を 定めています。以下の5要件すべてを満たすことが「な らないと認められる」ために必要です。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行 為、定款等に、〈その理事、監事、評議員その他これら に準ずるもの(役員等)のうち、親族関係を有する者 及びこれらと特殊の関係がある者の数が、それぞれの 役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一 以下とする〉旨の定めがある。

二 その公益法人に財産の贈与をする者、その公益法 人の役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対

し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の 支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益を与えない。

三 その寄附行為、定款等に、〈その公益法人が解散し た場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は 他の公益法人に帰属する〉旨の定めがある。

四 その公益法人につき公益に反する事実がない。

五 その公益法人が贈与により株式の取得をした場合、 その公益法人の有することとなるその株式の数がその 発行済総数の50%を超えない。

## 3 贈与財産が株式の場合の B の留意点

贈与財産が株式の場合、2の上記「五」の要件に注意 する外、1のBの要件=その株式が、その公益法人の 公益目的事業の用に直接供されることの判定をどう行 うかという問題があります。株式は、不動産などと違 いそれ自体を公益目的事業に直接供せないからです。 その問題については、国税庁の個別通達が、「株式の各 年の配当金などその財産から生ずる果実の全部がその 公益目的事業の用に供されるかどうかにより、その株 式がその公益目的事業の用に直接供されるかどうかを 判定して差し支えない。各年の配当金などの果実の全 部がその公益目的事業の用に供されるかどうかは、例 えば、公益の増進に著しく寄与する公益目的事業に当 たるとされる 30 人以上の学生に対して学資の支給等 を行う公益法人において、学資として支給されるなど、 その果実の全部が直接、かつ、継続して、その公益目 的事業の用に供されるかどうかにより判定することに 留意する。(注) 配当金が毎年定期的に生じない株式に ついてはこの判定はできない」旨規定しています。

この定めで疑問な点は、学資の支給を行う公益法人 の例でいうと、学資の支給を実行するに必要な最低限 の付随的な活動(学生の募集・選考等)に係る費用に 配当金の一部を充てることの可否です。「否」なら、そ の費用の資金手当てが別途必要です。筆者は、それら の活動も、学資の支給に直接必要と思われますから「可」 とすべきと考えますが、筆者の見聞するところでは、 承認の審査をする税務当局は「否」の考え方に立って おり、東京地裁平25年9月12日判決等でも表題の場 合の上記波線部について「否」の立場で判定していま す。公益法人への株式の贈与を考える際は、この点を 知っておくことは必要でしょう。